

掛川市条例第6号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成28年3月22日

掛川市長

(別紙)

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(掛川市行政手続条例の一部改正)

第1条 掛川市行政手続条例（平成17年掛川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 審査請求、<u>異議申立て</u>その他の不服申立ての手續又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手續においてされる処分及びこれらの手續において法令に基づいてされる行政指導</p> <p>(11) (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 審査請求、<u>再調査の請求</u>その他の不服申立ての手續又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手續においてされる処分及びこれらの手續において法令に基づいてされる行政指導</p> <p>(11) (略)</p>

(掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 掛川市職員の退職手当に関する条例（平成17年掛川市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(退職手当の支給の一時差止め)</p> <p>第20条 (略)</p>	<p>(退職手当の支給の一時差止め)</p> <p>第20条 (略)</p>

<p>2・3 (略)</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、<u>行政不服審査法</u> (昭和37年法律第160号) 第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～11 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 一時差止処分を受けた者は、<u>行政不服審査法</u> (平成26年法律第68号) 第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～11 (略)</p>
--	--

(掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第3条 掛川市消防団員等公務災害補償条例 (平成17年掛川市条例第189号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分 (以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(<u>異議申立て</u>)</p> <p>第32条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>異議申立て</u>をすることができる。</p>	<p>(<u>審査請求</u>)</p> <p>第32条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>審査請求</u>をすることができる。</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。